

(2) 医療従事者の宿泊施設確保事業

事業概要	新型コロナウイルス感染症患者等が入院する医療機関の機能を維持するため、医療従事者の宿泊施設を確保する。
補助事業者	<p>ア 感染症患者等入院医療機関、特定二次救急医療機関、又は医務課長が必要と認めた医療機関において、令和2年4月1日以降、次に掲げるいずれかの事由に該当し、医療機関の長が認める宿泊施設への宿泊が必要と医療機関の長が認めた医療従事者</p> <p>(ア) 新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため業務が深夜勤務など長時間となること（新型コロナウイルス感染症患者等の診療を行う部門の業務拡大に伴い間接的に影響を受ける部門における勤務も含む。）</p> <p>(イ) 乳幼児、小児、高齢者又は基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難であること</p> <p>(ウ) 感染が拡大している地域等に居住しており院内感染防止の観点から通勤が困難であること</p> <p>(エ) 新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため医療機関周辺にて宿泊待機することが必要であること</p> <p>(オ) その他、新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため医療機関の長が必要と認めたものであること</p> <p>イ 佐賀県 COVID-19 クラスター派遣医療チーム（C-CMAT）において医務課長が必要と認めた医療従事者</p> <p>ウ 上記ア（ア）から（オ）に該当する医療従事者の宿泊施設等を確保するため、宿泊施設等を借り上げ若しくは院内宿舎等を整備した感染症患者等入院医療機関、特定二次救急医療機関又は医務課長が必要と認めた医療機関</p>
基準額	<p>(1) 補助事業者ア、イ 1室1泊あたり7,000円 ただし、連泊した場合は上記の基準額に宿泊数を乗じて算出した金額を基準額とする。</p> <p>(2) 補助事業者ウ 宿泊施設等を借り上げた場合 1室1泊あたり7,000円 院内宿舎等の整備をした場合 知事が必要と認めた額</p>
補助対象経費	<p>宿泊費及び宿泊に必要な駐車料金（宿泊費に含まれる諸経費や食事代等を含む。ただし、宿泊費に含まれない諸経費や食事代等は除く。）、宿泊施設等の借上げ費、院内宿舎等の整備費等</p>
補助率	10/10

補助金額	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
補助対象期間	令和5年4月1日から令和5年5月7日
適用除外項目	第7条
その他	※補助事業者ア、イに該当する場合は、第4条第1項中「様式第1号」とあるのは「様式第1号-2」と、第5条第3項中「様式第2号」とあるのは「様式第2号-2」と、第8条第1項中「様式第4号」とあるのは「様式第4号-2」と読み替えるものとする。 ※当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。